

お 知 ら せ

宮城県警察本部生活環境課より、下記内容の留意事項を、平成26年3月10日より、各警察署に配布する旨通知がありました。

つきましては、申請等のご提出の際には、改めてご注意くださいようお願いいたします。

記

行政書士による申請等を受理する場合の留意事項

行政書士が警察署に各種申請等を行う場合、行政書士法等の諸法令を遵守しなければなりません。先日申請書を提出する資格のない者が警察署の窓口で書類を持参した事案がありました。

警察署の生活安全課で、行政書士による申請書類の提出や訂正等を受ける際は、次の点に留意の上、適正な職務執行に努めて下さい。

1 書類を窓口に出せる者

- (1) 行政書士
- (2) 行政書士法人の社員
- (3) 行政書士又は行政書士法人の使用人
※ (1)～(3)の者は行政書士登録を受けた行政書士です。
- (4) 行政書士又は行政書士法人の指示を受けた補助者(行政書士でなくても可。)
※ 補助者は、行政書士会に届出がなされている者ですが、行政書士の指示を受けて、「使者」として書類を持参するだけなので、窓口で書類を提出する以外のことではできません。

2 申請書類を訂正できる者

- (1) 行政書士
- (2) 行政書士法人の社員
- (3) 行政書士又は行政書士法人の使用人
※ 行政書士は、「書類を官公署に提出する手続において当該官公署に対してする行為について代理すること」ができるので、委任契約に「書類の訂正」が含まれていれば、申請書等に捨て印がなくても行政書士が訂正できますが、訂正できる事項は、誤字や明らかな記載ミス等の軽微なものに限られます。

3 訂正に使用できる印鑑

訂正を行う行政書士の職印又は認印

※ 職印を常時携帯していない行政書士もいることから、認印でも訂正可

4 書類の提出を受ける際の確認事項

- (1) 書類提出者の身分確認
提出者が1に挙げた何れの者に該当するか身分を確認する。
- (2) 資格の確認
行政書士登録証又は補助者資格者証の提示を求めて資格を確認する。
- (3) 委任状の有無、内容の確認
申請等に関する委任状が有り、委任契約の内容に、「書類の作成」、「窓口への申請書類の提出(申請の代理)」、「書類の訂正」等が含まれていることを確認する。
※ 委任状がない場合、委任契約の存在自体が不明なので受理できません。
※ 委任契約があっても、書類の訂正や許可証の受領等のすべてについて、行政書士が代理できるとは限りません。
- (4) 申請書類1枚目の余白に記名、職印があるかを確認
行政書士作成の書類すべてに記名、職印を求める必要はありませんが、一件書類のうち、申請書等の余白部分に記名、職印があるかを確認する。
- (5) 訂正に関する確認
書類訂正の場合は、「書類の訂正」が委任内容に含まれているか、2に記載した者による訂正かを確認する。